


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成24年7月30日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
磐城造林株式会社有林における田人町旅人での森林吸収プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	磐城造林株式会社(イワキゾウリンカブシキガイシャ)		印 
住所	福島県いわき市勿来町関田宮前 36		
代表者氏名	小野 好郎	代表者役職	代表取締役社長
担当者氏名	小野 勝史	担当者 所属部署・役職	社長室 取締役
担当者 E-mail	zourin@jasmine.ocn.ne.jp	担当者電話番号	0246-65-4141
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	—		
プロジェクト参加者名	—		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	磐城造林株式会社(イワキゾウリンカブシキガイシャ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		
検証機関名	SGS ジャパン株式会社		

プロジェクト情報				
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0061			
プロジェクト登録日	平成 22 年 12 月 22 日			
プロジェクト概要 ¹	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>磐城造林株式会社は、福島県の南東部のいわき市の南部に位置し、100年前に地域水源の維持などを目的に設立され、その社有林 763ha のうちスギ・ヒノキを中心とした人工林 約 600ha において植林、下刈、除間伐、主伐と循環的森林整備事業を行ってきた。しかし、昭和55年をピークとした材価の低迷、さらに昨今の住宅不況によるさらなる材価の下落により森林整備事業の経営環境は大変厳しい状況下におかれている。</p> <p>本事業の目的は、植林～間伐、主伐と循環的森林整備を持続させていくことによりCO2の吸収に貢献できる森林づくりをおこなっていくこと、さらにCO2の吸収量をクレジット化、販売することにより森林整備に再投資し、森林整備を持続させることである。</p> <p>本事業の内容は、社有林内 約 400ha の森林において森林施業計画を基にした定性間伐を年間約 30ha～50ha 実施することによるCO2の吸収量の増大を図っていくことである。また、森林経営の持続性を図るための地域森林整備計画に即した主伐、植林を実施することによる森林の更新による生物多様性の維持、その森林のさらなるCO2吸収力の増大を図っていく。</p> <p>概ね森林施業計画にそった施業を実施してきたが、一部モニタリング実施時等に明らかになったプロジェクト計画時からの変更点があり、下記の対応方針に従いモニタリングを実施した。</p>			
	表1 プロジェクト計画時からの変更理由とモニタリング時の対応方針			
	ハタ ーン	変更理由	対応方針	該当モニタ リング エリアNo.
	(1)	施業計画に予定されていた施業が実施されなかった。	モニタリングの対象から除外する。	9-1,13-6,17-6,18-4
	(2)	モニタリングエリアを踏査したところ、サイトの特定が困難であった。	モニタリングの対象から除外する。	2-3,12-3
	(3)	同一樹種で隣接しあうモニタリングエリア(小班)の林境が明らかではなかった。	2つのモニタリングエリアをまとめて測量する。保守的に算定するため、単位面積あたりの吸収量のより小さいモニタリングエリアに面積合計値を記し、吸収量のより大きいモニタリングエリアは、削除する。	11-7,11-8,12-5,12-6,17-8,17-9
	(4)	モニタリングエリアを踏査したところ、施業計画と実際の林分とで樹種が異なっていた。	実際の林分の樹種に変更して、吸収量を算定する。	6-10,16-7,8-13,17-15,13-5,18-10
	(5)	モニタリングエリアを踏査したところ、小班の一部に施業計画にはない樹種の林分が確認	樹種ごとにモニタリングエリアを分けて面積測量を行い、実際の林分の樹種によ	1-6,14-12,4-4,16-11,8-7,17-14,8-8,17-13,1

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

された。	り、吸収量を算定する。	1-1,18-11																																																		
<p>【適格性基準との整合性】</p>																																																				
<p>条件1 プロジェクト実施地は、いわき市森林整備計画に定める森林であり森林法第5条に該当する森林である。</p>																																																				
<p>条件2 プロジェクト対象森林は、1990年4月1日以降に育成林において森林施業計画に基づき施業が実施されている。</p>																																																				
<p>条件3 いわき市により施業計画および森林経営計画の認定を受けている：施業プロジェクト期間内の認定番号および認定日は次のとおり。 森林施業計画認定番号：12-1-1 平成12年3月17日 森林施業計画認定番号：14-74 平成14年5月13日 森林施業計画認定番号：19-48 平成19年4月4日 森林経営計画認定番号：24-47 平成24年4月4日</p>																																																				
<p>また、2009年1月12日にFSC森林認証を取得、FSCの認証制度に則り管理されている森林である。FSCの認証森林では、伐採後は森林の健全性の確保のためできるかぎり速やかに植林することとしている。</p>																																																				
<p>【法令遵守状況】関連する法令は、森林・林業基本法、森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)であり、それぞれの法令に遵守している。</p>																																																				
<p>【採用技術】モニタリングに採用する技術は表2のとおりである。 TruPulse360BとTrimble GPS Pathfinder SBとの追加に伴う機器の変更に関しては、平成23年11月11日にプロジェクト計画変更承認依頼書を提出し、承認されている。</p>																																																				
<p>表2 モニタリング機器</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルラコン S-25</td> <td>牛方商会</td> <td>—</td> <td>昭和5年1月</td> <td>面積測量機</td> </tr> <tr> <td>レベルラコン S-28</td> <td>牛方商会</td> <td>—</td> <td>昭和60年9月</td> <td>面積測量機</td> </tr> <tr> <td>TruPulse360B</td> <td>レーザーテクノロジー社</td> <td>10年</td> <td>平成21年4月</td> <td>面積測量機(プロジェクト計画時以降に追加)</td> </tr> <tr> <td>GPS 60 Sx</td> <td>ガーミン CSX60s</td> <td>10年</td> <td>平成19年7月</td> <td>位置測定機</td> </tr> <tr> <td>Trimble GPS Pathfinder SB</td> <td>ニコン・トランブル</td> <td>10年</td> <td>平成21年4月</td> <td>位置測定機(プロジェクト計画時以降に追加)</td> </tr> <tr> <td>Vertex IV</td> <td>ハゲルフ</td> <td>10年</td> <td>平成22年10月</td> <td>樹高測定器</td> </tr> <tr> <td>測竿ポール</td> <td>マイゾックス</td> <td>-</td> <td>昭和62年4月</td> <td>樹高測定器(プロジェクト計画時以降に追加)</td> </tr> <tr> <td>輪尺</td> <td>中堀式(木製)</td> <td>5年</td> <td>平成21年1月</td> <td>胸高直径測定器</td> </tr> <tr> <td>測量縄(間縄)</td> <td>エスロン 50m</td> <td>3年</td> <td>平成21年1月</td> <td>距離測定</td> </tr> </tbody> </table>			機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	レベルラコン S-25	牛方商会	—	昭和5年1月	面積測量機	レベルラコン S-28	牛方商会	—	昭和60年9月	面積測量機	TruPulse360B	レーザーテクノロジー社	10年	平成21年4月	面積測量機(プロジェクト計画時以降に追加)	GPS 60 Sx	ガーミン CSX60s	10年	平成19年7月	位置測定機	Trimble GPS Pathfinder SB	ニコン・トランブル	10年	平成21年4月	位置測定機(プロジェクト計画時以降に追加)	Vertex IV	ハゲルフ	10年	平成22年10月	樹高測定器	測竿ポール	マイゾックス	-	昭和62年4月	樹高測定器(プロジェクト計画時以降に追加)	輪尺	中堀式(木製)	5年	平成21年1月	胸高直径測定器	測量縄(間縄)	エスロン 50m	3年	平成21年1月	距離測定
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																																																
レベルラコン S-25	牛方商会	—	昭和5年1月	面積測量機																																																
レベルラコン S-28	牛方商会	—	昭和60年9月	面積測量機																																																
TruPulse360B	レーザーテクノロジー社	10年	平成21年4月	面積測量機(プロジェクト計画時以降に追加)																																																
GPS 60 Sx	ガーミン CSX60s	10年	平成19年7月	位置測定機																																																
Trimble GPS Pathfinder SB	ニコン・トランブル	10年	平成21年4月	位置測定機(プロジェクト計画時以降に追加)																																																
Vertex IV	ハゲルフ	10年	平成22年10月	樹高測定器																																																
測竿ポール	マイゾックス	-	昭和62年4月	樹高測定器(プロジェクト計画時以降に追加)																																																
輪尺	中堀式(木製)	5年	平成21年1月	胸高直径測定器																																																
測量縄(間縄)	エスロン 50m	3年	平成21年1月	距離測定																																																
<p>【モニタリング方法】 モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)ver.4.1 に準拠してモニタリングを実施した。</p>																																																				
<p>【GHG算定式の方法論への準拠性】 R002Ver3.1 森林経営活動によるCO2吸収量増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)に関する方法論における算定式に準拠している。</p>																																																				
<p>【モニタリング体制】 吸収量算定担当者 山林部社員が担当。モニタリングプロットの選定、データの測</p>																																																				

	<p>定作業、モニタリング報告書の作成、吸収・排出量の算定、測定機器の維持管理等を実施した。</p> <p>ダブルチェック担当者 管理部社員が担当。吸収量算定担当者が算出した吸収・排出量の算定結果等に間違いがないかを確認した。</p> <p>吸収量算定確認者 山林部管理責任者が担当。モニタリングポイント、算出データの確認を行うと共に、計画の進捗管理を行った。</p> <p>吸収量算定責任者 代表取締役社長が担当。モニタリング報告書を確認した。</p> <p>内部監査 管理部社員(ダブルチェックを実施した社員とは別の社員)が担当。吸収量やモニタリング内容に関する監査を実施した。</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>(1)教育・訓練の実施状況と記録 吸収量算定担当者は平成 23 年 10 月 11 日「オフセット・クレジット(J-VER)モニタリング作業及び吸収量算定等の手順書」を作成し、モニタリング実施時に吸収量算定担当者および吸収量算定確認者に対して教育訓練を実施した。</p> <p>(2)情報の保管 現地調査野帳及びその他記録類の管理については、吸収量算定担当者がとりまとめ、平成 24 年 6 月 15 日、モニタリング関係ファイルに綴り、本社事務所にて書類で保管した。また、電子データについては、吸収量算定担当者のパソコンに保管した。データの保管期間は平成 35 年 3 月 31 日までとした。</p> <p>(3)データの確認 吸収量算定担当者が作成したデータを、吸収量算定確認者が確認した。確認内容は、収集単位の確認、野外調査帳と算定ファイルとの突合せ、使用した係数等の妥当性の確認、他の関係データとの比較(経年的なデータ変化や林分間の比較、恣意的データはずれ値の識別)である。</p> <p>(4)内部監査 平成 24 年 6 月 22 日、管理部社員(監査担当)が内部監査を実施した。 ①記録、入力、確認が適切に行われていることを確認した。 ②モニタリング方法ガイドラインに準拠して適性に作成されているか確認した。 ③指摘事項はなかった。 ④平成 24 年 6 月 25 日、内部監査記録を作成し、モニタリング関係ファイルに綴り、本社事務所にて書類で保管した。</p> <p>(5)測定機器の維持・管理(機器校正等) モニタリング実施時に測定機器の確認及び校正等を実施した。確認結果は、測定機器点検記録を作成し、モニタリングファイルに綴り、本社事務所にて書類で保管した。</p> <p>(その他特筆すべき事項)特になし。</p>
<p>モニタリング結果概要²</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)特になし。</p>
<p>適用モニタリング方法</p>	<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</p>

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

ガイドライン	(森林管理 プロジェクト用) ver.4.1						
適用方法論	方法論番号	R. 002 ver. 3.1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2008年 4月 1日～ 2012年 5月 31日						
＜方法論R001・R002・R003のみ＞							
モニタリング対象面積	343.28ha						
排出削減・	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
吸収量	t-CO2	1406.9	2944.4	2949.6	2892.6	473.1 (5月まで)	10,666.6
認証依頼削減・吸収量	10,666 t-CO2 ³						

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>磐城造林株式会社</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【① 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由： _____</p> <p>【② 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上